

# なんてやねん

発行責任者 倉橋 忠

No.32

## 増え続ける非正規労働者

教科書(東京書籍『新しい社会 公民』p.134)の記述では、2013年現在の日本の労働者の4割が非正規労働者だとされている。この記述からは、定年退職前の現役労働者の4割が非正規労働者のように読めてしまう。しかし、本当にそうなのだろうか。もう少し、ていねいにデーターを調べてみよう(正規雇用者と非正規雇用者とも言う)。

たしかに、正規労働者(正社員・正職員)と非正規労働者(パート、アルバイト、契約社員、派遣社員、嘱託など)の割合の調査結果では、年々、非正規労働者の比率は大きくなり、2015(平成27)年度では、ついに全労働者の37.5%になっている。

ところで、近年の日本の労働界には、大きな変化が現れている。団塊の世代と言われた第一次ベビーブームの人たち(1947年~1949年生まれ)が、高齢者になり多くの職場では労働者が不足するようになった。そのような事情から、若者の働く所はいっぱいあり、若者が多く採用されていると考えるのは、少し早合点のようだ。

まず、定年で職場を退職したように見える高齢の労働者は、どうしているのだろうか。満60歳になると定年退職するのが一般的であるが、多くの高齢者は違うようだ。私(倉橋)のように定年退職後も働いている人が多い。そのような高齢者が正規

### 【正規雇用と非正規雇用労働者の推移】

- 非正規雇用労働者は、平成6年から以降現在まで緩やかに増加しています(役員を除く雇用者全体の37.5%・平成27年平均)。
- 正規雇用労働者は、平成26年までの間に緩やかに減少していましたが、平成27年については8年ぶりに増加に転じました。



(資料出所)平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10  
(注)1)平成17年から平成22年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による差及算出した数値(割合は除く)。

2)平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(平成22年国勢調査基準)。

3)雇用形態の区分は、勤め先での呼称によるもの。

4)正規雇用労働者:勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

5)非正規雇用労働者:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

6)割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

資料出所:厚生労働省HPより

## 【非正規雇用労働者の推移(年齢別)】

- 近年、非正規雇用労働者に占める65歳以上の割合が高まっています。



職員になることはまれで、たいていは非正規労働者として再就職している。

そのように考えると、高齢者の非正規労働者が増加しているから、非正規労働者の比率が増加しているように思える。

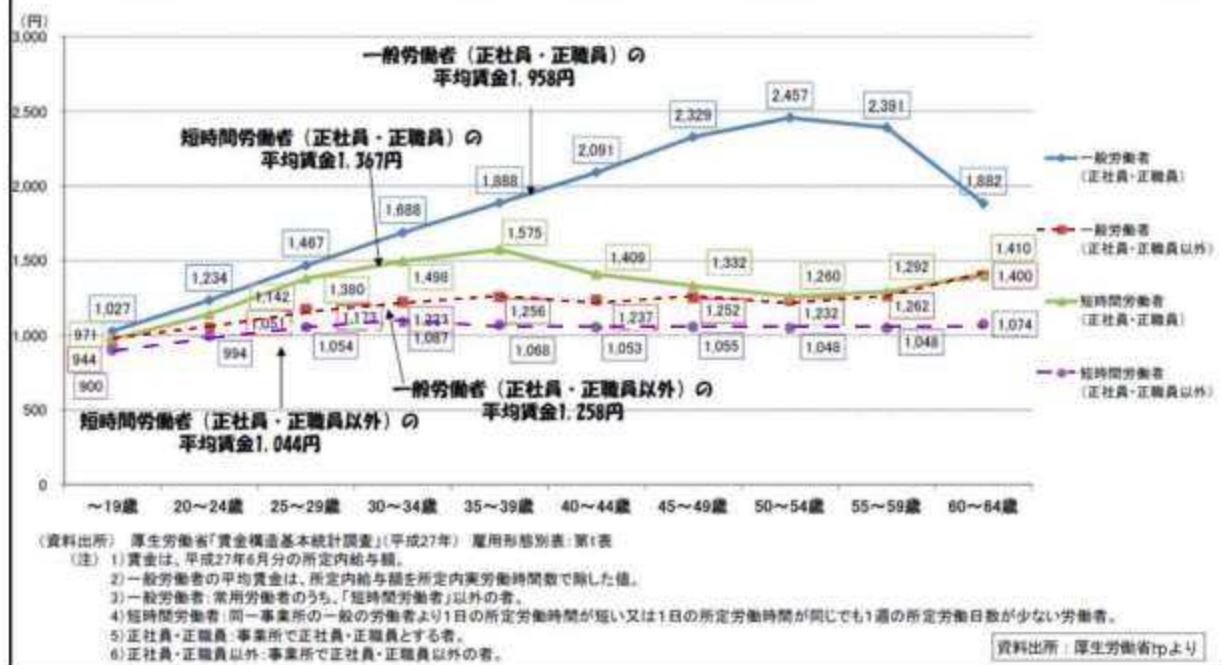
年齢別の非正規労働者の比率を示すグラフを見ると、65歳以上の労働者の割合が増加していることが読み取れる(267万人)。どうやら、非正規労働者の割合が増加しているのには、高齢者の就労が増加していることも影響しているようである。

しかし、非正規労働者のうち、65歳を超えた高齢者は13.5%に過ぎず、15歳以上の「現役世代」が残りの80%以上を占めているのである。「現役世代」の非正規労働者の割合の多さこそが、現代だけでなく、将来の大きな問題になるであろう。

もともとの日本の労働慣行で言えば、一般的な働き方は、学校を卒業して就職し、定年まで働くいわゆる終身雇用型で年功序列型の賃金体系で生計を立てる生き方である。けれども、今日では、若者の多くが、この終身雇用型の就職をせずに、非正規労働者として働いていることをデーターは示している。若者の就職難が少しずつ広がり始めているのだろうか。それとも、終身雇用型の就職よりも有利な非正規雇用の働き方が増えているのであろうか。非正規労働者はどんな労働条件で働いているのかを次に見てみよう。

## 【賃金カーブ(時給ベース)】

○ 非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、賃金が低いという課題があります。



## 不利な労働条件で働く非正規労働者

労働条件の中で、最も重要なのは賃金である。次ページの「賃金カーブ(時給ベース)」は、年齢階層別に、正規労働者と非正規労働者の時間給を表したものである。

それによると、19歳までは、正規雇用労働者と非正規労働者の賃金格差はほとんどない。しかし、25歳から29歳になると、だいに正規雇用労働者と非正規労働者の賃金格差が広がり始め、フルタイムの正社員以外(非正規労働者)の賃金は、正職員の短時間労働者よりも低賃金になっている。

45歳から59歳までの年齢層で、フルタイムの労働者同士で比べると、正社員と正社員以外(非正規労働者)の賃金格差は時給で1,200円の格差がある。これを8時間に置き換えると、9,600円(1日)の格差であり、月額にすると、少なくとも9,600円×20日=192,000円の開きが生じている。

さらに、退職金や賞与(ボーナス)についても正社員と正社員以外では扱いが異なっている。正社員は86.1%が賞与支給の職場にいるが、正社員以外は31.0%にとどまる。退職金については、正社員(80.6%)と正社員以外(9.6%)との格差がある。

これから考えると、若い間は正規雇用労働者と非正規労働者との賃金格差はあまりないが、40歳を超えるあたりから極端な賃金格差が生じている。

生涯賃金的には、20歳代で非正規雇用で働くことは、かなりの不利を覚悟しなければならない生き方だと言える。中途採用者が優遇されることはないからだ。

## 正規雇用労働者と非正規雇用者では、給料(賃金)以外でも、格差が生じている

労働条件のうちで、目立たないけれども重要なのは、雇用保険である。これは、歴史的には「失業保険」とよばれていた保険制度で、使用者と労働者が50%ずつの掛け金を支払っておいて、万が一、労働者が失業したときに一定の期間(次の仕事に就くことができるまで)に、働いていたときの賃金の60%程度の保険金をもらえる制度である。この雇用保険の加入率を見ると、正社員は92.5%で、正社員以外(大半が非正規労働者)は67.7%である。比較的大きな規模の企業では加入率が高いが、小規模な企業などでは加入していないことが多い。そのことが、正社員でも100%になっていない事情がある(なお、正規職員のうちでも、公務員には雇用保険がない。役所が倒産するような失業は考えにくいからである)。

次に、健康保険を見ると、正社員は99.3%、正社員以外は54.7%で大きな開きがある。正社員以外は、掛け金の高い国民保険に加入せざるを得ない状況になっている。

さらに、年金でも格差がある。厚生年金の加入率は、正社員が99.1%、正社員以外は52.0%である。このことにより、高齢者

になってから受け取る年金額に違いが出る。厚生年金に加入していれば、厚生年金+基礎年金(国民年金)を受給できるが、厚生年金に加入しない人は基礎年金(国民年金)しか受給できないからである。この格差は無視できない事実である。

### 【各種制度の適用状況】

資料出所：厚生労働省HPより

- 適用されている各種制度割合は、正社員に比べて正社員以外は大きく下回っています。

(%)	雇用保険	健康保険	厚生年金	退職会制度	賃与支給制度
正社員	92.5	99.3	99.1	80.6	86.1
正社員以外	67.7	54.7	52.0	9.6	31.0

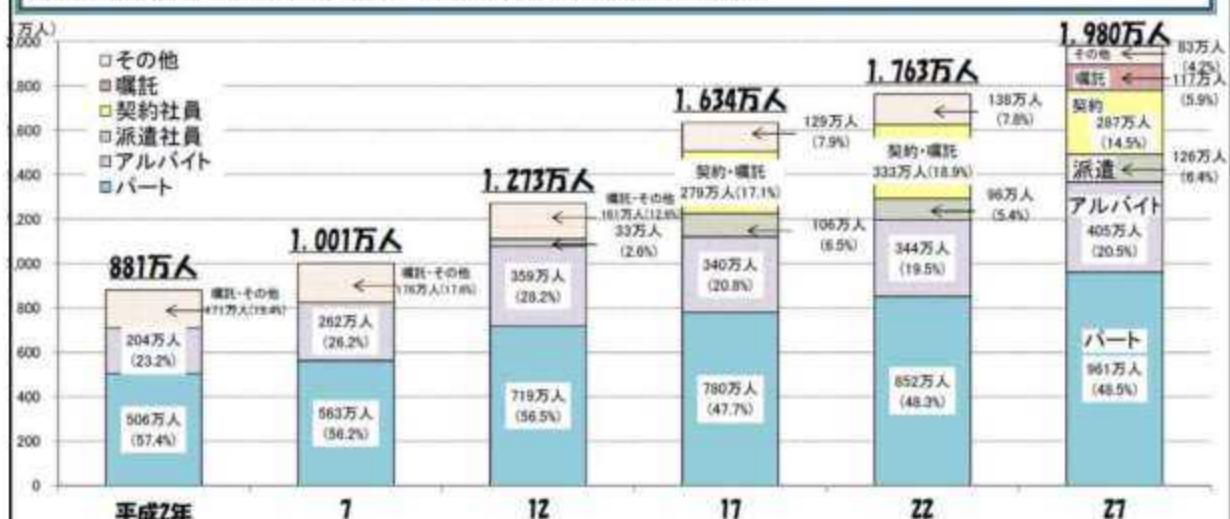
(資料出所)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」平成26年 個人調査 第14表  
(注)1)調査回答には制度の「あり」「なし」「不詳」の3つがあり、上記割合は「あり」上回答した者の割合。

2)正社員：雇用されている労働者で雇用期間の定めの無い者(うち、他企業への出向者などを除いたいわゆる正社員)。

3)正社員以外：正社員以外の者で、「契約社員(専門職)」「嘱託社員(両雇用者)」「出向社員」「派遣労働者」「臨時労働者」「パートタイム労働者」「その他」である者。

### 【非正規雇用労働者の推移(雇用形態別)】

- 雇用形態別にみると、近年、パート、アルバイトが増加しています。



(資料出所)平成12年までは総務省「労働力調査(特別調査)(2月調査)長期時系列調査9、平成17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)(年平均)長期時系列調査10  
(注)1)平成17、22年の数値は平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による選及集計した数値。  
2)雇用形態の区分は、勤め先での呼称によるもの。

3)非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

4)平成7年以前では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「嘱託・その他」。

5)平成12年では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「嘱託」「その他」。

6)平成17、22年では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約」「嘱託」「その他」。

7)平成27年では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約」「嘱託」「その他」。

8)割合は、非正規雇用労働者全体に占める雇用形態別の割合。